

# 犠牲は最小限 備えは最大限

（風水害）

NO.1

## 過去の災害

【8.28水害（羽越水害）による被害状況】

死者	42人
住宅	家屋流出 40戸
	全壊 137戸
	半壊 136戸
	床上・床下浸水 5987戸

鉢江

### 【過去の主な災害】

昭和39(1964)年	新潟地震
昭和41(1966)年	7.17水害（下越水害）
昭和42(1967)年	8.28水害（羽越水害）

- ◆奥胎内ダムの運用により、胎内川ダムと合わせ二つのダムで胎内川の水位を調節することが可能になり砂防ダムの整備も進みましたが、近年の災害は想定を超えた被害をもたらすことがあります。
- ◆多くの犠牲者が発生した災害の背景には、想定外の降雨量もありますが、自分は大丈夫だらうと思い「避難しなかつた人」が多くいたということがあります。「自分は大丈夫」という意識を改め、万が一のことを考え、余裕を持った避難を心がけましょう。
- ◆正確な避難情報を自ら入手すること、避難所の確認をすること、非常持出品の準備をすることなど、自治会・集落で助け合い、家庭の備えを充実させることが自分や家族の命を守ることにつながります。
- ◆これまで以上に防災意識を持って、防災対策を一人ひとりが考えなければ、命を落とす可能性があります。
- ◆これらの情報は胎内市防災ガイドブックに掲載されていますので、皆さまの防災活動に役立ててください。

◆「風水害について」  
市では、過去に「8・28水害（羽越水害）」をはじめとした大水害が発生しており、特に集中豪雨が発生しやすい6月～8月は注意が必要です。

## 近年の主な災害

平成23(2010)年7月  
新潟・福島豪雨

十日町市

写真提供：新潟県

平成16(2004)年7月  
新潟・福島豪雨（7.13水害）

見附市

写真提供：新潟県

# 主な治水事業の取組



## 〈砂防ダムの建設〉

土砂災害を繰り返さないよう河川の上流に砂防ダムを多く建設しました。



## ダム完成までの歩み

昭和 44(1969) 年	胎内川ダム本体工事の開始
昭和 52(1977) 年	胎内川ダム完成
平成 14(2002) 年	奥胎内ダム本体工事建設の開始
令和 元(2019) 年	奥胎内ダム完成

## 〈土砂災害警戒区域〉

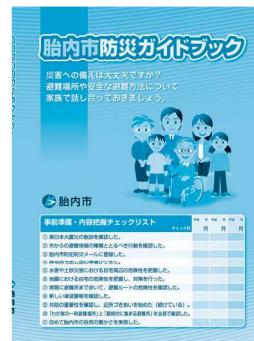
市内には 91 か所の土砂災害警戒区域があります。お住まいの近くに警戒区域があるか、胎内市防災ガイドブックで確認してください。

## 〈2つのダムの役割〉

昭和 41 年、42 年の連続した集中豪雨を契機に、胎内川ダムと奥胎内ダムが完成しました。

奥胎内ダムは洪水調節と発電を目的とした多目的ダムで、胎内川ダムと連携して洪水調節を行い、胎内川流域の洪水被害を防ぎます。

## 防災ガイドブック



## ご家庭にありますか？

各世帯に配布しているほか、市ホームページからもダウンロードできます。



## 家庭の備え

### 【いざという時の避難方法】

- ・避難場所への移動が遅れ、危険な場合は垂直避難※をしましょう。  
※垂直避難…建物の 2 階以上に避難すること。

### 【非常持出品】

- ・避難時にすぐ持ち出せるように非常持出品等をリュックなどにまとめて玄関近くに置いておきましょう。非常持出品等の例は、胎内市防災ガイドブックに記載しています。

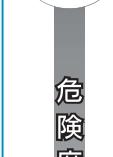
### 【情報収集】

- ・テレビ・ラジオなどのメディア等を利用し、こまめに情報収集をしましょう。テレビのデータ放送で河川情報を確認できます。見方を確認しておきましょう。

### 【家族や地域の人と話し合いましょう】

- ・家族や知人との連絡方法を決めましょう。
- ・胎内市防災ガイドブック等を利用し、避難所を必ず確認しましょう。
- ・普段から、少量の雨でも水位が上がりやすい場所を把握しましょう。

## 備え



## 市や自治会・集落の備え

### 【総合避難所の開設】

- ・災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在し、または被災して自宅に戻れなくなった方が滞在するための施設です。
- ・市内には 22 か所（福祉避難所含む）の総合避難所があります。

※防災ガイドブック 48 ~ 53 ページで自身の自治会・集落の総合避難所を確認してください。

### 【自主避難所の開設】

- ・台風の直撃及び大雨警報（土砂災害警戒情報）の発表が予想される場合、安全に避難できる時間帯に市が開設します。
- ・各自の判断で必要品を持って早めの避難をしてください。

※震度 4 以上の地震、津波注意報が発表された時も開設。

### 【一時避難所の把握】

- ・災害時における集合場所として、自治会・集落が開設し、安否確認等を行う場所です。場所は各自治会・集落で決めていただきます。

※防災ガイドブックの 50 ~ 53 ページに、ご自身の自治会・集落の一時避難所を記入してください。

●問合せ 総務課防災対策係（内線 1311）